

京都市告示第 186 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 4 月 15 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科西野山緯 8号線	山科区西野山百々町107番地の1地先から 同町96番地の4地先まで	旧	メートル 26.20	4.50 ～メートル 6.00
		新	26.20	6.00 ～ 8.10

(建設局道路部道路明示課)